

2018年8月24日

Contents

I 中国相談室

「クロスボーダー保証」に関する近時の動向

弁護士 尾関 麻帆
北京オフィス顧問 李 加弟

II 中国法令アップデート

- ・中華人民共和国憲法修正案
- ・中華人民共和国監察法
- ・国務院機構改革方案に関する決定
- ・商務部弁公庁、工商総局弁公庁による外商投資企業商務届出と工商登記の「単一窓口、単一申請書」受理の関連業務に関する通知
- ・工商総局等 13 個の部門による全国における「多証合一」の統一改革の推進に関する意見
- ・国務院弁公庁による企業開設時間の更なる圧縮に関する意見
- ・中華人民共和国税関による企業信用管理弁法
- ・知的財産権の対外譲渡に関する作業弁法(試行)
- ・最高人民法院による民事・商事案件の審議期限延長及び開廷延期の厳格な規制に関する規定
- ・全国法院破産審判業務会議紀要
- ・対外投資・融資ファンドの健康発展へのガイドに関する意見
- ・海南の全面的な改革開放の深化の支持に関する指導意見

III 台湾法令アップデート

・「証券取引法」の改正

IV 中国万感

大根に白菜

弁護士 唐沢 晃平

I 中国相談室

弁護士 尾関 麻帆
北京オフィス顧問 李 加弟

「クロスボーダー保証」に関する近時の動向

質問: 最近、「クロスボーダー保証」という言葉をよく耳にします。要は、日本親(子)会社の借り入れに、中国子(親)会社が保証を差し入れること、逆に中国子(親)会社の借り入れに日本親(子)会社が保証を差し入れることをいうというイメージしかわかりません。中国は厳格な外貨管理規制が存在するため、このような国境を超える保証についても規制がなされているのだと思います。

2014年6月1日から「クロスボーダー保証外貨管理規定」が施行され、実務的にも利用されているとは聞きますが、「クロスボーダー保証」について何か新しい動向があるでしょうか。実務状況についても教えてください。

回答:

I. クロスボーダー保証外貨管理規定の概要

2014年6月1日より施行されている「クロスボーダー保証外貨管理規定(匯発[2014]29号)」(2014年5月19日公布)(以下、「29号規定」)では、12本ものクロスボーダー保証関連通達が廃止され、それぞれ別の規定に分かれていた国外保証付きの国内貸出(「外保内貸」¹)及び国内保証付きの国外貸出(「内保外貸」²)が1つの関連規定に統合される等の様々な簡素化が行われました。

29号規定においては、外保内貸、内保外貸を行うにあたり必要な手続きについて、以下の通り規定されました。

	外保内貸	内保外貸
対象債務の性質	融資性保証 ³	非融資性保証 ⁴
中国で必要な手続き	企業は保証履行後、15営業日以内に所在地の「外貨管理局」において、短期外債登記を行う。	・保証人が「銀行」の場合： 「外貨管理局資本項目情報システム」上でデータ報告をする。 ・保証人が「非銀行機構」の場合： 保証契約締結後15営業日以内に所在地の「外貨管理局」で内保外貸登記手続きを行う。

また、29号規定においては、「保証人と債務者は保証履行義務の発生を知っている、或いは当然知りうるべき状況下において、クロスボーダー保証契約を締結してはならない」(27条)と規定されており、保証債務が確実に実行されるような保証(確実に資金が国外流出するような保証)がなされないように厳格な管理を行う姿勢が示さ

¹ 保証人の登記地が域外で、債務者及び債権者の登記地が域内であるクロスボーダー保証。

² 保証人の登記地が域内で、債務者と債権者の登記地が域外であるクロスボーダー保証。

³ 融資性保証とは、融資契約関連取引から発生する、保証人が融資性支払義務として提供する保証のことをいい、具体的には、ローン、債券、ファイナンスリース等をさします。

⁴ 非融資性保証とは、融資契約関連取引以外の取引から発生する、保証人が非融資性支払義務として提供する保証をいい、具体的には、売買契約下の履行責任保証などをさします。

れました。すなわち、「クロスボーダー保証」はその運用によっては、中国からの資本流出に歯止めがかからなくなるリスク要素を有しているからです。

29号規定の施行後、同規定に関連して以下の2つの通知が出されています。

法令名称	公布及び施行日	主な目的
国家外貨管理局による外貨管理改革を推進し、真実性、合法性審査を改善することについての通知（匯発[2017]3号）（以下、「3号通知」）	2017年1月26日公布、施行	貿易投資の利便化を促進する事を目的とし、外貨管理改革の推進、行政簡素化、権限移譲等に関する規定である。 外貨管理局や銀行による、クロスボーダー業務の「真実性・合法性」審査の必要性を再度強調し、クロスボーダー資金流動、人民元・外貨一体化管理を段階的に改善していくことを目指す。
国家外貨管理局総合司による銀行の内保外貨の外貨管理完備に関する通知（匯綜発[2017]108号）（以下、「108号通知」）	2017年11月24日公布、施行	「内保外貨」業務において、銀行による資金用途・取引背景・返済能力などの審査強化を規定したもので、「真実性・コンプライアンス」を遵守した対外貿易投資活動の推進を目的とする。

以下、3号通知及び108号通知のクロスボーダー保証に関わる規定を紹介し、その実務的影響について説明します。

II. 内保外貨に係る資金の国内への戻し入れの限定的な解禁

3号通知第2条により、29号規定第11条2号により禁止されていた、「内保外貨」に係る資金の「国内への戻し入れ」が限定的に許可されました。

29号規定 第11条(二)号	3号通知 第2条
外貨管理局の認可を経ずに、債務者は国内に貸借や持分投資、証券投資等の方式を通じて保証項目下の資金を直接的或いは間接的に国内に還流し使用してはならない。	内保外貨項目下の資金を国内に還流することを許可する。債務者は国内に向けた貸出や株式投資等の方式を通じて、担保項目下の資金を直接もしくは間接的に国内に還流し、使用することができる。

これにより、例えば、中国親会社が、国外子会社（債務者）の借入に対し、保証を差し入れた際に、中国向けのローン、出資等の方式を通じて、国外子会社（債務者）が、当該保証により借り入れた資金を中国国内に戻し入れ、中国親会社も当該資金を使用することが可能になりました。このことは、国内企業の資金調達手段が多様化させ、国内企業の国外市場を活用しての資金調達も可能にし、一般的に中国国内での資金調達手段の限定や高い利息等に苦しむ企業にとり、問題解決の糸口になりつつあります。

Ⅲ. クロスボーダー保証に係る取引の真実性及び合法性の審査を強化

外貨管理局は、2017 年以降、銀行の「内保外貸」業務につき、(銀行における)「現場検査」を行ってきました。外貨管理局により公表された処罰例によれば、検査によって、債務者の返済能力、返済原資、貸付資金の用途及び関連取引の背景に関するデューデリジェンスを行わなかったこと、資金の用途に関し継続的な監督を行わなかった等の銀行側の審査上の問題が⁵発覚しました。これらの問題を受けて、外貨管理局は、「内保外貸」業務に対する管理等を強化する方向に動き出し、その経緯等から公表されたのが、前述の 108 号通知なのです。なお、108 号通知は、主に「銀行の内保外貸業務」を対象としていますが、同通知は銀行以外の会社(非金融機関)による「対外担保」(外国企業等に対する担保設定・保証提供行為)についても適用されると理解されています。

108 号通知における審査強化項目は主に以下のとおりです。

審査要点	主な内容	備考
債務者の主体資格の真実・コンプライアンス性	債務者が中国国内居住者から直接・間接的に支配される国外機構である場合、当該債務者が国外投資に関する管理規定に合致しているか否かを重点的に審査。	国外債務者の設立に適用される国外投資管理規定(国外投資に関する発展改革委員会、商務部門、外貨管理局の国外投資プロジェクト届出等の要求)に合致するかどうかを審査する。
資金用途・取引背景の真実性・コンプライアンス	「内保外貸」の資金は、債務者の「経営範囲」内の関連支出に使用されなければならない。債務者の正常な業務範囲以外において使用されてはならない。サヤとりあるいはその他の形式の投機的取引を目的としてはならない。	実務では、国外に設立されている会社については、中国企業のように明確な「経営範囲」が定められているわけではないため、「経営範囲」内か否かという判断基準は曖昧な基準となる可能性もある。
中国国内への「戻し入れ」の有無	「内保外貸」により借り入れた資金を直接または間接的に、「証券投資」方式により、中国に戻し入れ、使用してはならない。	法令上は「証券投資」方式の意味が、明確ではないものの、上述のとおり 3 号通知により認められるようになった、持分又は債権(貸付)等の形式での内保外貸資金の国内への「戻し入れ」以外の形式(株券や社債等の有価証券へ投資する形)での、内保外貸資金の国内への「戻し入れ」は依然として禁止されていることを明確にしたものと考えられる。
返済原資・担保履行の可能性	保証履行が確実に発生することを知っている、または知るべき場	銀行は、以下の状況に基づき、合理的なビジネス判断に配慮し、明らかな保証履行

⁵ 2017 年 12 月 1 日付網易新聞の記事(<http://news.163.com/17/1201/18/D4JDFAQA000187VE.html>)にて、処罰事例が紹介されている。

	<p>合に、保証契約を締結してはならない。</p> <p>銀行は、「内保外貸」業務で再保証を受理する場合、再保証の原資が合理的かつ合法か、再保証の規模が再保証人の財務状況に合致するか等を適切に審査しなければならない。</p>	<p>の意図があるかを判断する。</p> <p>①保証契約を締結する時、債務者に十分な返済能力又は予測可能な返済原資があるかを審査⁶</p> <p>②主債務契約に規定されている融資条件と債務者が声明する借入資金の用途に明らかな不一致がないか。</p> <p>③各当事者に保証履行を通じた保証項目の期限前返済の意図がないか。</p> <p>④各当事者は、これまでに、悪意のある保証履行・違約を起こしたことがないか。</p>
--	--	---

上記の通り、29号規定の施行後に公布された外貨管理局からの2つの通知は、①国内における中小企業等が特に直面している資金調達難の解決策として、「内保外貸」に係る借入資金について、中国国内への「戻し入れ」を限定的に許可しつつ、同時に、②中国からの資本流出のコントロール確保・強化のために、銀行、外貨管理局に対し、クロスボーダー保証に係る取引(被保証債務契約)の真実性及び合法性の審査の強化等を義務付けるというものであります。

実務的な傾向として、外貨管理規制は、「振り子」に例えられるように、一時期規制が緩和された後に一定の問題が発生することで、厳格化への揺り戻しを伴うということで、これまで規制運営が行われてきた印象が強くなります。今回の「内保外貸」業務についても、外貨管理局は、「緩和」と「引き締め」という手綱を手にして、より慎重な方向での転換と調整を図ったものと評価できます。

以上

⁶債務者が事前に計画した返済原資が不明あるいは明らかな瑕疵がある場合、銀行は当該債務者のために内保外貸業務を取り扱ってはならない。債務者に明確な返済原資があるが、経営状態が良好でないまたは負債比率が過度に高い場合は慎重に取り扱わなければならない。

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕	中国弁護士 李 芸
弁護士 横井 傑	上海オフィス顧問 繆 媛媛
弁護士 唐沢 晃平	上海オフィス顧問 鄧 翌雲
弁護士 尾関 麻帆	北京オフィス顧問 杜 小叶

最新中国法令の解説

中華人民共和国憲法修正案

[ポイント] 本修正案は、14年ぶりの憲法改正であり、全国人民代表大会において 99.8%の賛成を得て可決された。前文に「習近平の新時代の中国の特色ある社会主義思想」や「中華民族の偉大なる復興」という文言の追加、第1条に「中国共産党による指導は中国の特色ある社会主義の最も本質的な特徴」という文言の追加、第79条の国家主席と国家副主席に関する任期上限規定(2期)の廃止など現指導體制の地位を憲法上も確立する改正がなされた。また、これまで党組織が主に汚職等を取り締まっていたところ、これを全公職者に広げるため、国家監察委員会も新設され、現指導體制がこれまで続けてきた反腐敗運動を更に加速させる権限が確立された(後掲の中華人民共和国監察法も併せて参照されたい)。

このほか、前文の「物質文明、政治文明及び精神文明の調和発展を推進し」という部分が「物質文明、政治文明、精神文明、社会文明及び生態文明の調和発展を推進し」と変更され、環境を重要視する近年の態度が反映されるなど中国の国家としての方向性・態度を伺い知ることができる。

2018年3月11日公布、同日施行

[原文] [中華人民共和国憲法修正案](#)

中華人民共和国監察法

[ポイント] 本法は、この度の憲法改正に伴い新たに設置された監察委員会(改正憲法第三章で追加された新たな国家機関。国家監察委員会は、国務院、最高人民法院、最高人民検察院と並んで独立した権限を有する。)による監察制度について定めるものであり、全ての公権力を行使する公職者に対する監督を強化して反腐敗業務をさらに推進することを目的とするものである。

監察委員会は、公職者の清廉潔白性について監督検査を行い、特に、汚職や賄賂、職権乱用等の職務違法行為と職務犯罪に関する調査を行ったうえで、違法な公職者に対する行政処分、職責を果たしていない上司に対する問責、犯罪の嫌疑がある場合の検察機関への移送等を行う。

本法による監察の対象となる公職者の範囲は極めて広く、中国共産党機関・人民代表大会及びその常務委員会機関・人民政府・監察委員会・人民法院、人民検察院・中国人民政治協商会議の各級委員会機関・民主党派機関・工商業連合会機関の公務員、「公務員法」を参照した管理を受ける人員、法律法規の授権又は国家機関から法により委託を受けて公共事務を管理する組織において公務に従事する人員、国有企業のマネジメント層、公立の教育・科学研究・文化・医療衛生・スポーツ等の機関の管理に従事する人員、基層市民自治組織の管理に従事する人員、その他法に基づき公職を履行する職員等が広くカバーされている。

監察委員会が嫌疑ありと認めた公職者については、最長で6ヶ月の留置がなされる可能性がある。この留置制度はいわゆる「双規」(中国共産党中央規律検査委員会が共産党員に対して、「規定した時間」に「規定した場所」で、調査事項にかかわる問題の解釈と説明を命じるというもの。実質的な身柄拘束等を伴う一方で、その根拠は党の内部規律であり、法的根拠が疑問視されている。)に代わるものになるものと見られている。

2018年3月20日公布、同日施行

[原文] [中华人民共和国监察法](#)

国务院机构改革方案に関する決定

[ポイント] 本方案は、日本でいう省庁再編を定めた方案であり、今回の決定により大きな再編が行なわれた。これによって独占禁止法の執行機関である商務部、国家発展改革委員会及び国家工商行政管理総局の関連部局が統合され、国家市場監督管理総局に配置された点は特に注目される。既に統合から数ヶ月が経過しているが、例えば企業結合届出の手続きにおいてこれまでの実務慣習とは異なる質問がされるなど統合によるゆらぎが見受けられる。今後の実務動向に注目されたい。

また、国家市場監督管理総局を設立し、これまでの国家工商行政管理総局、国家質量監督検査検疫総局、国家食品薬品監督管理総局等の機能を引き継ぐこととなる。企業の登記等と司っていた工商行政管理総局は廃止となった点には注意が必要である。

再編後の国务院の部門は26部門となる。

2018年3月13日公布、同日施行

[原文] [国务院机构改革方案的决定](#)

企業設立手続き

①商務部弁公庁、工商総局弁公庁による外商投資企業商務届出と工商登記の「単一窓口、単一申請書」受理の関連業務に関する通知

②工商総局等13個の部門による全国における「多証合一」の統一改革の推進に関する意見

③国务院弁公庁による企業開設時間の更なる圧縮に関する意見

[ポイント] ①乃至③の通知及び意見は、いずれも、現在国务院を中心に推進されている「多証合一」統一改革（企業の政府当局の各種手続事項や証明書類を統一する改革）の実現を進めるために、それと連動する形で、従前は商務部門及び工商部門に窓口が分かれていた外商投資企業の設立手続きにつき、今後は申請者が各地の工商部門における単一窓口において、単一の書類一式を提出することで商務部門への届出及び工商登記の手続きが可能となる「単一窓口、単一申請書」の理念、目標、スケジュールを明らかにするものである。

当該変更の具体的な実施スケジュールについては、①の通知及び②の意見において、(ア)2018年3月から6月までの間を各省の商務部門、工商部門が、情報システムの構築等を通じ部門間の円滑なデータ伝達や共有を確保するための前期準備段階、(イ)2018年6月末を各省において、外商投資企業の商務届出及び工商登記の「単一窓口、単一申請書」の全面的実施段階、(ウ)2018年7月から12月までの期間を「単一窓口、単一申請書」制度の総括評価段階と整理している。

③の意見においては、更に直轄市や計画都市においては、具体的に目標とする圧縮処理期間を現在の平均20日営業日から8.5営業日と明示し、また企業名称登記手続きについても企業登記時に一括して申請できるようにするなど企業の設立に伴う様々な手続きにおいても同様に、手続きの簡略化を進めるように意見を出している。

具体的な影響の程度は、実施後の実務の動向を慎重に見極めなければならないが、今後は、外商投資企業の設立手続きが簡素化され、同手続きにかかる期間が短縮化されることが予想される。

①2018年2月28日発表

②2018年3月1日発表

③2018年5月18日発表

[原文] [商务部办公厅 工商总局办公厅关于实行外商投资企业商务备案与工商登记“单一窗口、单一表格”受理有关工作的通知](#)

[原文] [工商总局等十三部门关于推进全国统一“多证合一”改革的意见](#)

附件 1: [全国统一“多证合一”改革涉企证照事项目录（含经营范围规范表述用语）](#)

附件 2. 1: [“多证合一”工商部门登记数据共享信息项](#)

附件 2. 2: [“多证合一”政府部门共享信息表](#)

附件 3: [“多证合一”信息化技术方案](#)

[原文] [国务院办公厅关于进一步压缩企业开办时间的意见](#)

中華人民共和國税関による企業信用管理弁法

[ポイント] 中国では 2014 年から「税関企業管理暫定弁法」(旧弁法)のもとで、税関は、企業の法令順守状況等に応じて、企業を 4 ランク、すなわち、「高級認証企業」「一般認証企業」、「一般信用企業」、「信用喪失企業」に分類して管理を行っている。本弁法(新弁法)は、旧弁法の管理体制の手續等を更に明確にするとともに、効率的な管理方法を推し進めるものである。具体的には、旧弁法下の上記の企業分類は維持しつつ、①「認証企業」は他企業に比べてより有利な優遇措置等を受用できるようになった点、②「信用喪失企業」に対する懲戒が一層厳格になった点(例えば、輸出入貨物の平均検査率 80%以上等)、③税関や申請企業が「仲介機構」に認定審査を委託する制度の導入が規定された点、④輸出入企業に対し「企業信用情報年度報告書」の適時提出を義務付けている点、⑤「信用異常企業名簿」(いわゆるブラックリスト)の掲載期間が 90 日を超える場合に「信用喪失企業」認定を受ける等の認定メカニズムを明確化している点において、大きな変更がなされている。

2018 年 3 月 3 日公布、2018 年 5 月 1 日施行

[原文] [中华人民共和国海关企业信用管理办法](#)

知的財産権の対外譲渡に関する作業弁法(試行)

[ポイント] 本弁法は、中国から外国への技術移転、外国投資者による中国企業の買収等の取引において、中国の権利者が保有する中国の知的財産権を外国の組織若しくは個人に譲渡する場合、所定の手続に基づき審査を受ける必要があると定めたものである。

本弁法によれば、「輸出禁止・輸出制限技術目録」に定める輸出制限類に該当する技術を中国から外国に移転するにあたって、移転される技術に係る知的財産権①が特許、集積回路配置利用権等の場合、地方の貿易主管部門を經由で地方の知的財産権管理部門による審査、②コンピューターソフトウェア著作権の場合、地方の貿易主管部門及び科学技術主管部門による審査、③植物新品種権の場合、食糧産業か種子産業によって、農業主管部門又は林業主管部門による審査を受ける必要がある。

また、安全審査の対象となる外国投資者による中国企業の買収に伴う知的財産権の譲渡にあたって、譲渡される知的財産権が①特許権、集積回路配置利用権の場合、國務院知的財産権主管部門の意見、②コンピューターソフトウェア著作権の場合、国家版權主管部門の意見、③植物新品種権の場合、國務院農業主管部門又は林業主管部門の意見を聴取する必要がある。

なお、本弁法にいう「知的財産権の譲渡」は、知的財産権の権利者の変更のみならず、実際に知的財産権を支配する者の変更及び独占的实施許諾(日本にいう専用実施権)も含まれていることに留意する必要がある。

2018 年 3 月 18 日公布、同日施行

[原文] [知识产权对外转让有关工作办法（试行）](#)

最高人民法院による民事・商事案件の審議期限延長及び開廷延期の厳格な規制に関する規定

[ポイント] 本規定は、現行法に定めている民事商事案件の審理期間を延長する場合の手續を一層明確化し、開廷延期等の手續を定めたものである。本弁法によれば、審理期間を初回延長する場合、担当裁判官は審理期間満了の 15 日前までに案件を管轄する裁判所の院長に申請し、かかる裁判所の院長は審理期間満了の 5 日

前までに延長の可否を決定する。審理期間を再度延長する場合、案件を管轄する裁判所の上級の裁判所に申請する必要がある。また、一回の開廷で案件を結審できず、再度開廷が必要である場合、原則として、2 回目と 1 回目の開廷の間に 1 ヶ月以上空けてはならないと定めている。なお、裁判所は、審理期間の延長等に関する情報を速やかに訴訟当事者及びその代理人等に開示しなければならないとされている。

2018 年 4 月 25 日公布、2018 年 4 月 26 日施行

[原文] [最高人民法院关于严格规范民商事案件延长审限和延期开庭问题的规定](#)

全国法院破産審判業務會議紀要

[ポイント] 本紀要は、最高人民法院が 2017 年 12 月 25 日に開催した、全国法院破産審判業務會議の内容をまとめたものであり、裁判所における各種の破産審判業務(中国法上の「破産」は日本法上の「倒産」に近く、清算型の破産手続以外に、民事再生や会社更生に相当する「重整」や、和議に相当する「和解」という再生型の手続をも広く含む。以下同じ。)に関する処理原則を示すものである。

本紀要は、破産審判業務の全体的な要求から始まり、破産審判のさらなる専門化、管財人制度の改善、重整手続(再生手続)の重視、破産清算の迅速化、関連企業破産に関する新规定(複数の関連企業が同時に破産した場合は法人ごとに単独に破産手続を行うのを原則としつつも、関連企業間の法人格に高度の混同が認められ、各関連企業の財産の区分をするコストが高すぎ、債権者の公平に弁済を受ける利益を著しく害する場合は、例外的に「関連企業実質合併破産方式」によりまとめて破産手続を進めることができる)の規定が置かれている。)、執行手続と破産手続との連続性の強化(「執行難」問題対策)、破産のさらなる情報公開化、クロスボーダー破産の基本的考え方について定め、全国の裁判所にこれに従って破産審判業務を行うよう求めており、中国における倒産法実務に大きな影響を与えるものと考えられる。

2018 年 3 月 6 日公布、同日施行

[原文] [全国法院破产审判工作会议纪要](#)

対外投資・融資ファンドの健康発展へのガイドに関する意見

[ポイント] 国家発展改革委員会等の 6 つの政府機関が合同で公表した本意見は、中国が目下推進する「一帯一路」構想の達成に不可欠な「資金調達」面に関する規範化の政策方針を示すものである。具体的には、対外投資ファンド等を通じた市場からの資金調達方式の制度化、国内金融機関と国外金融機関との協調によるファイナンス方式、個別のプロジェクトに応じた金融リスク管理方式の徹底等が強調されている。

2018 年 4 月 10 日公表

[原文] [关于引导对外投融资基金健康发展的意见](#)

海南の全面的な改革開放の深化の支持に関する指導意見

[ポイント] 本指導意見は、中国共産党中央委員会と国务院とが連名で発したもので、海南省全域において、自由貿易試験区を建設し、最終的には中国の特色を備えた自由貿易港の建設を探索するとしている。現在、中国には 11 の自由貿易試験区が設置されているが、海南省は第 12 の自由貿易試験区となる。自由貿易港構想の詳細はなお不明確であるが、人民日報に掲載された専門家の意見によると、「境内关外」(国内かつ税関外)という基本的特徴を持ち、香港地区、シンガポール、ロッテルダム、ドバイなどが典型的な自由貿易港であるとされており、将来的には地域内のゼロ関税等の制度の導入が想定されているものと予想される。

本指導意見においては、2025 年までに自由貿易港制度を初歩的に構築して国内の一流のビジネス環境を整え、2035 年までには自由貿易港の制度体系と運用モデルを更に成熟させて世界トップレベルのビジネス環境とし、今世紀中葉には社会主義の現代化の実現を率先し、高度に市場化、国際化、法治化、現代化した制度体系を形成し、競争力及び文化的影響力を総合した先駆的地区となり、全ての人民の共同の富裕の基礎が実現され

た、経済が繁栄し、社会が文明化し、エコかつ暮らしやすく、人民が幸福な美しい新海南にするとされている。今後、中長期的に海南島の発展に大いに注力していくという習近平政権の方針が示されており、注目される。

2018年4月14日公布、同日施行

[原文] [关于支持海南全面深化改革开放的指导意见](#)

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 若林 耕
台湾弁護士 鄭 宇恬

最新台湾法令の解説

<証券業規制>

「証券取引法」の改正

[ポイント]証券取引法は、株式発行会社に対し、定款により「独立取締役」(独立董事)を置くことを義務付けている。本改正は、独立取締役)の権限等を拡大するものである。具体的には、①会社は独立取締役の職務遂行を妨害、拒否、回避してはならない。②独立取締役が職務の遂行において必要と判断した場合、(i)関連人員の任命を取締役会に要求し、又は(ii)専門家を自ら雇用し、専門家の協力を得ることができる。必要な関連費用は、会社の負担とする、との規定が追加された。

同法は「独立取締役」に対し、その職務執行における専門性及び独立性を要求している。本改正は、独立取締役のかかる職務遂行を実質的にも担保する趣旨を有する。

(2018年4月25日に公布・施行)

[原文] 証券交易法



中国万感



【大根に白菜】

弁護士 唐沢 晃平

中国語に「萝卜白菜, 各有所爱」(Luo bo bai cai, ge you suo ai/ルオボバイツァイ、グーヨウスオアイ)という言葉がある。直訳すると「大根に白菜、各人に好きなものがある」、となる。「萝卜青菜」(大根に青菜)という言い方をすることもある。「人の好みは人それぞれである」という意味の慣用句で、「蓼食う虫も好き好き」、「十人十色」などとも翻訳される。大根、白菜、青菜というあたりになんとなく中国っぽい素朴さがあり、堅苦しい場も和ませるような感じがするので、個人的に気に入っている表現なのだが、私の約2年にわたる北京駐在生活(※)の一場面を切り取る題材として、この慣用句の実用例(成功例と失敗例)を紹介したいと思う。

1. 「上海がいい？北京がいい？」(成功例)

私は2018年6月現在までの約2年間にわたって北京オフィスに勤務してきたが、その前の約2年間は上海で働いていた。そう説明すると聞かれるのが「上海がいい？北京がいい？」という質問である。

最近、景山公園(故宮を眼下に見下ろせる北京随一の観光スポット)を歩いていて、強面のおじさんに声をかけられ、少し雑談にに応じていたところ、まさに上記の二択を迫られ、そのときは「北京」と回答した。

その結果、「俺は断然上海のほうが好きだ。北京には初めて来たが、空気は汚いし、観光地に人は多すぎるし、渋滞はひどいし・・・」と北京批判が始まってしまった。大ハズレであった。

そこで、「あなたの言うことも全くもって正しいが・・・」と前置きした上で、

「萝卜白菜, 各有所爱」

と言ってみた。すると、おじさんも継ぐ言葉が見つからなかったのか、「それもそうだが・・・。まあ、北京で仕事がんばれよ。」と握手を求められて一件落着。これは誤答(?)をとっさに挽回したうえで、ちょっと怖いおじさんとの会話をすっきり終わらせるための一言としてこの慣用句の使用が奏功したという成功例である。

なお、本音を言うと、私の心の底では東京に次ぐ第二の故郷は「上海」と答えが決まっていたりする。上海は在住日本人の数も北京と比べて圧倒的に多いこともあってか日本人にとっての暮らしやすさという意味では頭一つ抜き出ている印象があるし、また、個人的にも過去に思春期の3年間に上海で過ごした経験が現在の自分の基礎になっているということもあり、上海を裏切ることはできないというような気持ちもある。

しかし、乾いた北風にPM2.5が吹き飛ばされ、スカッと晴れた青空が広がる休日に、世界的な名所旧跡(世界遺産だけで7つもある)を巡る楽しみを思えば、北京生活もなかなか悪くない(上海は年中湿度が高いためスッキリした青空が拝めること自体が少ないし、漁村から都市化したのも19世紀になってからで歴史も長くはない。)

だからといって、この二択に対して「分からない」とか「どっちも好き」などと答えても、経験上、あまり会話が盛り上がらないので、相手を見て「上海」か「北京」のどちらかで回答するようにしていたのだが、上記の一件があって以降、「どちらも捨てがたい」などとまた無難な回答をしがちである。

2. 「君もiPhoneにしたら？」(失敗例)

私は上海駐在時代から中国メーカーである「小米(Xiaomi)」のスマホを愛用しているのだが、つい最近、iPhone X

(Apple の最新機種)のユーザーである知人に「君も iPhone にしたら？」と提案された。

小米のスマホは低価格な割には高スペックなだけでなく、特に私の機種は中国の SIM カードと日本の SIM カードを Dual Standby できるなど iPhone にはないメリットもある・・・といった言い分はあったのだが、細々と中国語で説明するのも面倒というのと、上から目線で小馬鹿にされたような気分も相俟って、冒頭の慣用句をちよつともじって、

「苹果小米, 各有所爱」(リンゴ(Apple)に粟(小米)、各人に好きなものがある)

と返してみた。すると、知人はクスリともせず怪訝な顔をし、「その古いスマホのどこがそんなに好きなのか？現代社会においてスマホは最重要アイテムなのに、そこにお金を使わないでどこに使うのか？」と詰問モードに突入。これは会話を強制終了させるためにこの慣用句を使用して失敗した例、というか、中国語の親父ギャグ(?)ですべったという恥ずかしい例である。

なお、中国ではスマホは近代的生活を送る上でのマストアイテムとなっているのと同時に、ステータスシンボリックな役目を果たしている部分もあり、特に最新型の iPhone は上層階級の証のように扱われている節がある。もう 2 年くらい前だが、そんな風潮に反発した愛国的な企業や病院が、最新の iPhone を購入した職員は解雇するという通知を行い中国内外で話題になったりもした。私の知人の質問の主眼も、一目見て時代遅れの格安スマホ(3 年前のモデルで見るとボロい)を人前で使い続けていたらメンツが立たないのでは？という点にあったようである。

そのときは余計なお世話と思ったりもしたが、よく考えれば、最近、日常生活でも電子決済用の QR コードを表示したり読み取ったりするのに時間がかかって不便を感じるが増えていた。レジでスマホがフリーズし、コンビニの店員から携帯を買い換えた方がいいと忠告されたこともあった。

これはもしかしたら自分だけでなく日本人の活券にもかかわる問題かもしれない。・・・などと自分に言い訳しつつ、早速古くなったスマホから最新型のスマホ(また小米のもの)を注文したところ、一瞬で QR コードが表示される最新機種が注文から 24 時間以内に手元に届いた。さすがは世界一の EC 大国である。最新の中国製スマホの処理速度と同じくらい、中国内の物流の速さにも驚かされた今日この頃である。

以上

(※ 本記事の筆者である唐沢晃平弁護士は、留学のため、2018 年 6 月 15 日付で AMT 北京オフィスから離任いたしました。)

TOPICS

◆当事務所のパートナーの若林耕弁護士、屠錦寧外国法事務弁護士が執筆した論文が掲載されました。

「中国最新コンプライアンス事情」
月刊ビジネス法務（2018年8月号）

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。